

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 62 号	
件 名	「年齢計算ニ関スル法律」の改正を求める意見書の提出について	
要 旨	<p>現行の「年齢計算ニ関スル法律」は、明治35年に制定されたものですが、出生応当日（毎年の誕生日）の前日に新たな年齢に到達するとされているため、次のような不合理が発生し、国民生活に重大な支障を及ぼしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 4月生まれの児童のうち、1日生まれの児童だけ、2日から30日までに生まれた児童と切り離して、1年早く小学校に入学させるのは不合理である。 2 少年法の適用を受けることができる期間を事実上最大2日も奪ってしまうのは不合理である。 3 各月の1日に20歳の誕生日を迎える非被雇用者が、その前日たる前月末日に20歳に到達したとされ、当該前月末日付けで国民年金に加入させられ、前月1カ月分の保険料を徴収されるのは不合理である。 4 公職選挙法に基づく選挙が行われる場合、投票日の翌日に20歳の誕生日を迎える者に投票をさせるのは不合理である。 5 労働協約に、「毎年3月31日現在で60歳に達した者は、同日限りをもって定年により退職する」と規定した場合、当該期日の翌日たる4月1日に60歳の誕生日を迎える者がこれに該当して退職しなければならぬのは不合理である。 6 一定の年齢に到達したことを事由として年金の支給が開始される者のうち、各月の1日に生まれた者だけ、各月の2日から末日までに生まれた者より1カ月早く支給が開始されるのは不合理である。 	
	(裏面につづく)	
付 託 年 月 日 委 員 会	平成 24 年 9 月 11 日	総務常任委員会
受 理	平成 24 年 7 月 24 日	第 216 号

陳情第62号

7 以上のほか、年齢を要件とする国民の権利義務関係に多数の不合理が存在する。

つきましては、これら数々の不合理を解消し国民生活の円滑化を図るため、「年齢計算ニ関スル法律」を下記のように改正し、出生応当日に新たな年齢に到達することとするよう、地方自治法第99条の規定により関係機関に意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

記

年齢の表示に関する法律

(年齢の表示)

第1条 年齢は、出生の日を時間にかかわらず1日として計算し、満了した期間を年数（1年に達しないときは、月数）であらわすものとする。

(期間の満了日)

第2条 前条の年または月の期間は、暦によって計算し、出生日に応答する日の到来により満了するものとする。ただし、その月に出生日の応当日がないときは、その月の末日の到来により満了するものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この法律は、施行の日以後に出生した者に適用し、同日前に出生した者の年齢の表示は、なお従前の例による。

(旧法の廃止)

3 年齢計算ニ関スル法律（明治三十五年法律第五十号）及び年齢のとなえ方に関する法律（昭和二十四年法律第九十六号）は、廃止する。